

多文化共生地域づくり助成金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、多文化共生の社会づくりを推進するため、幅広い市民による国際交流と国際理解を促進する多文化共生の地域づくりに対する助成金に関して、必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付対象者は、市内に活動拠点を有し、まちづくりや国際交流活動を行う民間団体で、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 国際交流又は多文化共生に係る事業を実施することを主たる目的とするものであること。
- (2) 組織・代表者など団体運営に必要な事項について定めがあること。
- (3) 団体の運営が、政治・宗教を目的とするものでないこと。
- (4) 北九州市暴力団排除条例第2条第1項及び第2項に定める暴力団及び暴力団員に関係しない者であること。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、主に留学生、技能実習生など外国人市民が参加する、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域住民と外国人市民の交流を主たる目的とする事業
- (2) 国際理解の促進を目的とする事業
- (3) 国際交流に係る担い手の育成を図る事業
- (4) 当該年度の募集開始時期から1月末までに行う事業
- (5) その他北九州市の国際化の推進に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、助成対象としない。

- (1) 団体の構成員等特定の者のみに対して、利益が帰属すると認められる事業
- (2) 過去に2回本要綱に定める助成を受けて実施された同一内容(タイトルが変わっても実施内容がほぼ同一)の事業
- (3) 外国人市民と地域住民の交流を予定しない講演やコンサート、スポーツの試合等を主たる目的で行う事業
- (4) 観光や視察を中心とした内容の事業
- (5) 地方公共団体や他機関からの補助金、助成金等の交付を受け、又は受けようとする事業で、助成対象経費の重複がある事業
- (6) 北九州市及び公益財団法人北九州国際交流協会が共催している事業
- (7) その他助成対象とするには不適切と思われる事業

(助成金額)

第 4 条 助成金額は、次に掲げる事業に直接係る経費の 80%以内の額で、1 件あたり 10 万円を限度とし、かつ毎年度の予算の範囲内で決定する。

経費区分	助成対象経費
1 報償費	講師や通訳など外部の者に対する謝礼金
2 旅費	講師や通訳など外部の者に対する交通費
3 印刷製本費	チラシ・ポスター、報告書など事業実施に係る印刷費
4 通信運搬費	広報、連絡調整等の通信費、資材等の輸送費
5 使用料・賃借料	施設・設備・機材等の使用料、車両等の借上げ料
6 消耗品費	材料費、事務用品
7 保険料	参加者の傷害保険など
8 雑費	振込手数料、その他理事長が経費と認めたもの

(交付の申請)

第 5 条 助成金の申請は同一年度につき 1 団体1回とする。助成金を申請する団体は、公益財団法人北九州国際交流協会理事長(以下、「理事長」という。)が指定する期日までに、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1)多文化共生地域づくり助成金申請書(様式第 1 号)
- (2)多文化共生地域づくり助成金収支予算書(様式第 2 号)
- (3)団体概要書(様式第 3 号)
- (4)多文化共生地域づくり助成金事業実施計画書(様式第 4 号)
- (5)多文化共生地域づくり助成金振込先情報(様式第 5 号)
- (6)暴力団員等でない旨の誓約書(様式第 6 号)

(交付の決定)

第 6 条 理事長は、助成金申請書が適切と認められたときは速やかに助成金の交付を決定し、多文化共生地域づくり助成金交付決定通知書(様式第7号)をもって申請団体に通知するものとする。

- 2 申請団体多数の場合は、予算の範囲内で 1 件あたりの助成金額を決定する。
- 3 理事長は第 4 条の助成金額を概算払いすることができる。

(助成金の請求及び交付)

第 7 条 第 6 条に定める交付決定通知書を受けた団体は、多文化共生地域づくり助成金請求書(様式第 8 号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項に定める書類を受理した場合、速やかに助成金の交付を行うものと

する。

(実績報告)

第 8 条 助成金を受領した団体は、事業実施後 2 カ月以内に次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1)多文化共生地域づくり助成金実績報告書(様式第 9 号)
- (2)多文化共生地域づくり助成金収支決算書(様式第 10 号)
- (3)その他参考書類、写真等

(助成金額の確定)

第 9 条 理事長は前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、助成金を受領した団体に多文化共生地域づくり助成金確定通知書(様式第 11 号)をもって通知する。

(交付決定の取消し)

第 10 条 理事長は、助成金を受領した団体が次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2)助成金を他の用途に使用したとき。
- (3)その他助成金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第 11 条 理事長は、この助成金の額を確定した場合においてすでにその額を超える助成金が交付されているとき、又は前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関しすでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還の期限は、返還を命じた日から 20 日を超えない範囲内で定め、多文化共生地域づくり助成金返還命令通知書(様式第 12 号)をもって通知する。

(委任)

第 12 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定めるものとする。

(附則)

本要綱は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。